

イスラームにおける女性の法的、政治的 面

(1) 法の下での平等。性は法と裁判所の下で平等です。公平さは性に与えられたものです。(クルアーン5章38、24章2、5章45 参照) や他の面で、女性は独立した法的 利を持っています。

(2) 社会的、政治的活への参加。社会的、政治的活の基本理念は、男女の参加と力です。(クルアーン9章71 参照) リダの出、公的、法制作、政治的地位、教育や学、また下でさえ、イスラーム教徒の女性が活した史的は多くあります。このような参加は、性が 法的役割を失ったり、イスラームにおける 虚の教えを破ることなくなされてきたのです。

代の非イスラーム教徒が手に入れた地位は、男性の切や当然の化として与えられたものではないのです。それは女性のい苦しみと性により成され、二つの大の中で、女性の力が必要とされ、テクノロジーが化したことによって得られたものなのです。イスラームが女性に、慈悲的で敬意にする地位を与えたのは、7世という代柄でもなく、女性たちや彼女たちのからのプレッシャでもなく、それが真だからです。

これが示すのはクルアーンとイスラームの教えの神さと正しさであり、人の哲学や概念とはい、人の境からはかけられたものだということです。その慈悲的な理念をいた教えは代れになることもありません。智慧深く全てを知っている神の智慧と知は、人の考えや化とはかけられて大なものなのです。

この 事のウェブアドレス:

<https://www.islamreligion.com/jp/articles/2133>